

鹿 児 島 県 公 報

平成27年 3 月 31 日 (火) 第3097号の18



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

編 集 総 務 部 学 事 法 制 課

定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集登載事項)

ページ

訓

令

○地域振興局及び支庁事務処理規程の一部を改正する訓令 (※)

(人事課取扱い) 1

訓

令

鹿 児 島 県 訓 令 第 3 号

地域振興局及び支庁事務処理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成27年 3 月 31 日

鹿 児 島 県 知 事 伊 藤 祐 一 郎

地域振興局及び支庁事務処理規程の一部を改正する訓令

地域振興局及び支庁事務処理規程 (平成19年鹿児島県訓令第18号) の一部を次のように改正する。

別表第 1 の11の項第 9 号中「法35②, 条例33②」を「条例33③」に改め, 同項第10号中「法36, 」を削り, 同項に次の 2 号を加える。

| | | | | | | | |
|--------------------------------|-----|---|--|--|--|--|--|
| (11) 行政指導の中止等の求めの処理 (条例35③) | 振興局 | ○ | | | | | |
| (12) 処分等の求めの処理 (法36の 3, 条例36③) | 振興局 | ○ | | | | | |

別表第 1 の13の項第 3 号アを次のように改める。

| | | | | | | | |
|--|-----|--|--|---|--|---|-----------------|
| ア 工事の一時中止命令及びその解除 (設備工事を除き, 建築事業に係るものにあつては, 知事が箇所を決定し, かつ, その着手を承認した1件5,000万円未満の工事に係る事業に限る。) | | | | | | | |
| (㍑) 建築工事に係るもの | 振興局 | | | ○ | | ○ | 屋久島事務所長 徳之島事務所長 |
| (イ) 建築工事に | 振興局 | | | ○ | | ○ | 所長 |

| | | | | | | | |
|---------------|--|--|--|--|--|--|--|
| 係るもの以外 のもの | | | | | | | |
|---------------|--|--|--|--|--|--|--|

別表第4総務企画部の表8の項中「報告」を「事業者からの報告」に、「9②」を「9①、政令10①」に改め、同表17の項中第1号を削り、第2号を第1号とし、同項第3号中「並びに活動物品の支給」を削り、同号を同項第2号とし、同表20の項中「11①Ⅳ③」を「11①Ⅳ③⑤⑥」に改め、同表21の項第1号中「33①」を「32①」に改め、同項第2号中「33①」を「32①」に、「

| | |
|--|---|
| | ○ |
|--|---|

」を「

| | |
|---|--|
| ○ | |
|---|--|

」に改め、同項第3号中「33①」を「32①」に改め、同項第4号中「33①」を「32①」に、「

| | |
|--|---|
| | ○ |
|--|---|

」を「

| | |
|---|--|
| ○ | |
|---|--|

」に改め、同項第5号及び第6号中「33①」を「32①」に改める。

別表第4保健福祉環境部の表18の項事務の種類欄中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改め、同項に次の1号を加える。

| | | | | | | | |
|--|-----|--|--|---|--|---|------|
| (18) 配偶者支援金の支給の開始、変更、停止及び廃止の決定及び通知（法15③〔14④〔生活保護法24③⑨、25①②、26〕〕） | 振興局 | | | ○ | | ○ | 事務所長 |
|--|-----|--|--|---|--|---|------|

別表第4保健福祉環境部の表中32の項を33の項とし、31の項を32の項とし、同表30の項事務の種類欄中「母子及び寡婦福祉法（）」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法（）」に、「母子及び寡婦福祉法を」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法を」に、「母子及び寡婦福祉法施行令」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令」に、「母子福祉資金及び寡婦福祉法施行規則」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行規則」に、「母子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付けに関する規則」を「母子福祉資金及び父子福祉資金並びに寡婦福祉資金の貸付けに関する規則」に改め、同項第1号中「母子福祉資金及び寡婦福祉資金」を「母子福祉資金及び父子福祉資金並びに寡婦福祉資金」に、「32①③」を「31の6①②③④、32①②④」に改め、同項第3号中「37②」を「31の6⑤、37⑤」に改め、同項第4号中「政令11」の次に「、31の7」を加え、同項第5号中「12」の次に「、31の7」を加え、同項第6号中「19」を「19①、31の7」に改め、同項第10号中「9」の次に「、16」を加え、同項第13号中「母子家庭自立支援給付金」の次に「及び父子家庭自立支援給付金」を加え、「政令29、30」を「31の10、政令27、28、29、31の9」に改め、同項第14号中「自立支援教育訓練給付金の申請の受理、」を「教育訓練の」に、「6の6、6の7、6の8、6の16」を「6の7、6の17の7」に改め、同項第15号から第17号までを削り、同項を同表31の項とし、同表中29の項を30の項とし、23の項から28の項までを1項ずつ繰り下げ、同表22の項第62号を同項第63号とし、同項第61号の次に次の1号を加え、同項を同表23の項とする。

| | | | | | | | |
|-----------------------------------|-----|--|---|--|--|--|--|
| (62) 市町村長に対する報告の徴収又は助言等の実施（法197③） | 振興局 | | ○ | | | | |
|-----------------------------------|-----|--|---|--|--|--|--|

別表第4保健福祉環境部の表中21の項を22の項とし、20の項を21の項とし、19の項を20の項とし、18の項の次に次の1項を加える。

| | | | | | | | | |
|------------------------|--------------------------|-----|--|--|---|--|---|------|
| 19 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第 | (1) 生活困窮者住居確保給付金の支給（法5①） | 振興局 | | | ○ | | ○ | 事務所長 |
| | (2) 生活困窮者住居確保給付金の不正 | 振興局 | | | ○ | | ○ | 事務所長 |

| | | | | | | | | |
|---|---|-----|--|---|---|---|------|------|
| 105号)の施行に関する事務 この項中生活困窮者自立支援法を「法」,生活困窮者自立支援法施行規則(平成27年厚生労働省令第16号)を「省令」という。 | 利得の徴収(法12①) | | | | | | | |
| | (3)生活困窮者住居確保給付金の受給者等に対する報告又は文書その他の物件の提出等の命令等(法15①) | 振興局 | | | ○ | | ○ | 事務所長 |
| | (4)官公署等に対する資料提供等の要求(法16①) | 振興局 | | | ○ | | ○ | 事務所長 |
| | (5)生活困窮者住居確保給付金の受給者等が居住する住宅を賃貸する者等に対する住宅の状況の報告の要求(法16②) | 振興局 | | | ○ | | ○ | 事務所長 |
| | (6)生活困窮者住居確保給付金の受給者に対する指示(省令14②) | 振興局 | | | ○ | | ○ | 事務所長 |
| (7)指示に従わない生活困窮者の生活困窮者住居確保給付金の不支給の決定(省令15) | 振興局 | | | ○ | | ○ | 事務所長 | |

別表第4農林水産部の表中17の項を削り,18の項を17の項とし,19の項から30の項までを1項ずつ繰り上げ,同表31の項第1号から第3号までの規定中「事務所長」を「支所長 事務所長(瀬戸内事務所長を除く。)」に改め,同項第4号中「12①②」を「12①②③」に改め,同項第5号から第7号までの規定中「事務所長」を「支所長 事務所長(瀬戸内事務所長を除く。)」に改め,同項第12号中「(始良・伊佐地域振興局を除く。)」を削り,「事務所長」を「支所長 事務所長(瀬戸内事務所長を除く。)」に改め,同号を同項第18号とし,同項第11号中「(始良・伊佐地域振興局を除く。)」を削り,「事務所長(」を「支所長 事務所長(」に改め,「及び徳之島事務所長」を削り,同号を同項第17号とし,同項第10号を同項第12号とし,同号の次に次の4号を加える。

| | | | | | | | |
|---|-------------------------|---|--|---|--|---|----------------------------|
| (13)一般公共海岸区域における国等の占有又は行為に係る協議についての決定(法37の8〔10②〕) | 振興局 (始良・伊佐地域振興局を除く。) | | | ○ | | ○ | 事務所長(瀬戸内事務所長及び徳之島事務所長を除く。) |
| (14)海岸管理者としての監督処分(法37の8〔12①②〕) | 振興局 (始良・伊佐地域振興局を | ○ | | | | | |

| | | | | | | | |
|---|---------------------------------|--|--|---|--|---|----------------------------|
| (15) 土地等への立入り及び一時使用並びにそれらに係る通知等（法37の8〔18①②⑤〕） | 除く。） 振興局 （始良・伊佐地域振興局を除く。） | | | ○ | | ○ | 事務所長（瀬戸内事務所長及び徳之島事務所長を除く。） |
| (16) 土地の占用等に係る海岸協力団体との協議（法37の8〔23の7〕） | 振興局 （始良・伊佐地域振興局を除く。） | | | ○ | | ○ | 事務所長（瀬戸内事務所長及び徳之島事務所長を除く。） |

別表第4農林水産部の表31の項中第9号を第11号とし、第8号の次に次の2号を加え、同項を同表30の項とする。

| | | | | | | | |
|---------------------------------|-----|--|--|---|--|---|------------------------------|
| (9) 災害時における緊急措置（法23①②） | 振興局 | | | ○ | | ○ | 支所長 事務所長 （瀬戸内事務所長を除く。） |
| (10) 土地の占用等に係る海岸協力団体との協議（法23の7） | 振興局 | | | ○ | | ○ | 支所長 事務所長 （瀬戸内事務所長を除く。） |

別表第4農林水産部の表中32の項を31の項とし、33の項から55の項までを1項ずつ繰り上げる。

別表第4建設部の表1の項第1号中「大隅地域振興局」を「北薩地域振興局 大隅地域振興局」に、「

」を「 支所長」に改め、同項第2号中「大隅地域振興局」を「北薩地域振興局 大隅地域振興局」に改め、同項第3号及び第4号中「大隅地域振興局」を「北薩地域振興局 大隅地域振興局」に、「

」を「 支所長」に改め、同表2の項第1号、第3号及び第4号中「 支所長」を「

」に改め、同表7の項第14号中「特殊車両」を「限度超過車両」に改め、同項中第30号を第35号とし、第29号を第34号とし、第28号を第33号とし、第27号を第31号とし、同号の次に次の1号を加える。

| | | | | | | | |
|----------------------|-----|--|--|---|--|---|----|
| (32) 道路予定区域内における土地の形 | 振興局 | | | ○ | | ○ | 所長 |
|----------------------|-----|--|--|---|--|---|----|

| | | | | | | | |
|--------------------|--|--|--|--|--|--|--|
| 質の変更等の許可 (法91①) | | | | | | | |
|--------------------|--|--|--|--|--|--|--|

別表第4建設部の表7の項中第26号を第30号とし、第25号を第28号とし、同号の次に次の1号を加える。

| | | | | | | | |
|---|-----|--|--|---|--|---|----|
| (29) 限度超過車両を 所有し又は通行さ せる者からの報告 の徴収及び立入検 査の実施 (法72の 2①) | 振興局 | | | ○ | | ○ | 所長 |
|---|-----|--|--|---|--|---|----|

別表第4建設部の表7の項中第24号を第27号とし、第17号から第23号までを3号ずつ繰り下げ、同項第16号中「47の4」を「47の5」に改め、同号を同項第19号とし、同項第15号中「47の3」を「47の4」に改め、同号を同項第18号とし、同項第14号の次に次の3号を加える。

| | | | | | | | |
|--|-----|--|--|---|--|---|----|
| (15) 限度超過車両の 通行を誘導すべき 道路の指定等につ いての国土交通大 臣からの協議につ いての決定 (法47 の3②) | 振興局 | | | ○ | | ○ | 所長 |
| (16) 限度超過車両の 通行の許可基準等 (変更に係るもの を含む。)の国土 交通大臣への提供 (法47の3④⑤) | 振興局 | | | ○ | | ○ | 所長 |
| (17) 国土交通大臣に 対する限度超過車 両の通行の許可に 関する情報の提供 の要請 (法47の3 ⑨) | 振興局 | | | ○ | | ○ | 所長 |

別表第4建設部の表中36の項を37の項とし、18の項から35の項までを1項ずつ繰り下げ、同表17の項第3号中「25①②」を「26①②」に改め、同項を同表18の項とし、同表中16の項を17の項とし、13の項から15の項までを1項ずつ繰り下げ、同表12の項第3号中「海岸保全区域」を「海岸保全区域等」に改め、「10②」の次に「, 37の8」を加え、同項第4号中「12①②」を「12①②③, 37の8」に改め、同項第6号中「18①②⑤」の次に「, 37の8」を加え、同項第7号中「者が」を「者の」に改め、同項中第12号を第14号とし、第9号から第11号までを2号ずつ繰り下げ、第8号の次に次の2号を加え、同項を同表13の項とする。

| | | | | | | | |
|--|-----|--|---|---|--|---|----|
| (9) 災害時における 緊急措置 (法23① ②, 37の8) | 振興局 | | ○ | | | ○ | 所長 |
| (10) 土地の占用等に 係る海岸協力団体 との協議 (法23の 7, 37の8) | 振興局 | | | ○ | | ○ | 所長 |

別表第4建設部の表11の項を同表12の項とし、同表10の項第4号中

「

| | |
|--|---|
| | ○ |
|--|---|

」を「

| | |
|---|--|
| ○ | |
|---|--|

」に改め、同項中第31号を第33号とし、第22号から第30号までを2号ずつ繰り下げ、第21号を第22号とし、同号の次に次の1号を加える。

| | | | | | | | | |
|---|-----|--|--|---|--|---|----|--|
| (23) 土地の占用等に 係る河川協力団体 との協議 (法58の 12) | 振興局 | | | ○ | | ○ | 所長 | |
|---|-----|--|--|---|--|---|----|--|

別表第4建設部の表10の項中第20号を第21号とし、第15号から第19号までを1号ずつ繰り下げ、第14号の次に次の1号を加え、同項を同表11の項とする。

| | | | | | | | | |
|--|-----|--|--|---|--|---|----|--|
| (15) 土地の占用等に 関する水防管理団 体等からの協議に ついての決定 (法 37の2) | 振興局 | | | ○ | | ○ | 所長 | |
|--|-----|--|--|---|--|---|----|--|

別表第4建設部の表9の項の次に次の1項を加える。

| | | | | | | | | | |
|---|--|---|--|---|---|--|---|----------|--|
| 10 災害対 策基本法 (昭和36 年法律第 223号。 以下この 項中「法」 という。)の 施行に 関する事 務 | (1) 災害時における 車両の移動等の命 令及び自ら行う措 置の決定等 (法76 の6①③) | 振興局 (熊毛 支庁及 び大島 支庁を 除く。) | | ○ | | | ○ | 支所長 | |
| | | 熊毛支 庁 大 島支庁 | | | ○ | | ○ | 事務所 長 | |
| | (2) 災害時における 他人の土地の一時 使用等 (法76の6 ④) | 振興局 | | | ○ | | ○ | 所長 | |

附 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。